



2024年5月13日

各 位

上場会社名 兼松エンジニアリング株式会社
代表者 代表取締役社長 山本 琴一
(コード番号 6402)
問合せ先責任者 管理部門執行役員 林 久貴
(TEL 088-845-5511)

取締役の報酬額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額を改定するとともに、取締役及び監査役に対して譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、関連する議案を2024年6月19日開催予定の第53期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 取締役の報酬額の改定について

当社の取締役の報酬額は、2005年6月21日の第34期定時株主総会において、年額180百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、取締役の報酬額を年額220百万円以内（うち社外取締役分は年額12百万円以内と改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 譲渡制限付株式報酬制度の導入について

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を含みます。）及び監査役（以下、取締役と併せて「対象役員」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、監査役については、上記の目的に加えて、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することも目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象役員に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

本株主総会では、取締役については上記1.に記載の報酬枠の内枠にて、監査役については2005年6月21日の第34期定時株主総会においてご承認いただいた年額40百万円以内の報酬枠の内枠にて、それぞれ本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(3) 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、当社から対象役員に金銭報酬債権を支給し、対象役員に当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社普通株式を発行又は処分する方法により行うものいたします。その際の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定します。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役につき年間13,000株以内（うち社外取締役に付き年間1,000株以内）、監査役につき年間2,000株以内とし（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、それぞれの上限株式数はその比率に応じて調整されるものいたします。）、その報酬総額は、取締役に付き上記1.の金銭報酬額の内枠で年額13百万円以内（うち社外取締役1百万円以内）、監査役に付き、現行の金銭報酬額の内枠で年額2百万円以内いたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象役員が当社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。対象役員のうち、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、社外取締役及び社外監査役が構成員の過半数である諮問委員会の答申を受けて当社取締役会において決定し、各監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役の協議によって決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象役員は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

以上